

2019年8月

## 社外への引継ぎ (M&A 等) 一序論②

前号 (Vol.13) に引き続き、本号においては、社外への事業承継に用いられる手法について、その概要及び各手法の相違点をご紹介します。

### 3 社外への承継の手法 (承前)

#### (1) はじめに (前号)

#### (2) 代表的な手法

##### ア 株式譲渡 (前号)

##### イ 事業譲渡

現経営者が、個人又は会社で営む事業を、社外の第三者に対して譲渡する手法です。

事業譲渡の場合には、対象となる資産、負債、契約上の地位等を個別に譲渡することになるので、譲受人としては、予期せぬ簿外債務を承継してしまうのを避けることが可能です。また、譲受人となる企業としては、自社で事業承継の対象となる事業を営めることから、株式譲渡の場合のように、複数の法人を営むという煩雑さがありません。

また、株式譲渡の場合には、原則として、全ての株主との間で合意する必要がありますが、事業譲渡の場合には、株主総会の特別決議によって行うことが可能ですので、一部の株主が社外への承継に反対している場合でも実行することができます。

しかしながら、譲渡対象となる資産、負債、契約上の地位を特定して譲渡する必要があることから、手続はやや複雑なものとなります。例えば、不動産を譲渡する場合には、個別に所有権移転登記手続が必要となるほか、債権を譲渡する場合には、債務者に対する通知又は債務者の承諾が必要になり、また、契約関係を承継するには、

契約の相手方の承諾が必要となります。

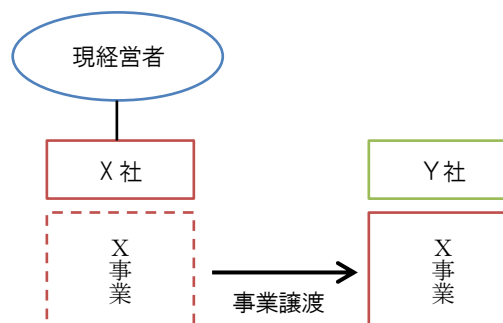
なお、許認可については、事業譲渡に伴って承継することができないのが一般的で、買主が許認可を保有していない場合には改めて取得する必要があります。そのため、再取得が困難な許認可を受けている会社の事業を承継する場合には、事業譲渡は向いていないといえるでしょう。

また、上述のとおり、譲受人となる企業としては、複数の法人を営むという煩雑さはなくなるものの、事業譲渡後には労働条件等の統合の問題が生じることとなります。

他方、課税面に着目すると、譲渡人には、譲渡益に対して法人税等が、課税資産については消費税が課されることとなり、譲受人には消費税のほか、譲渡資産に不動産が含まれる場合には不動産取得税や登録免許税が課されることとなります。株式譲渡の場合に比べると税率は高くなっており、事業譲渡には課税面にデメリットがあるといえるでしょう。

また、事業譲渡はあくまでも会社の資産、負債、契約上の地位を移転する取引であり、その対価は譲渡人である会社に対して支払われます。そのため、現経営者が株式を現金化するためには、さらに会社を解散して清算するなどの必要があります。

#### 【事業譲渡のイメージ図】



#### 【事業承継 WG / 本号監修・執筆者 (弁護士)】

- 中森 巨 ([wnakamori@kitahama.or.jp](mailto:wnakamori@kitahama.or.jp))
- 川田由貴 ([ykawata@kitahama.or.jp](mailto:ykawata@kitahama.or.jp))
- 太田慎也 ([sota@kitahama.or.jp](mailto:sota@kitahama.or.jp))
- 藤田俊輔 ([sfujita@kitahama.or.jp](mailto:sfujita@kitahama.or.jp))
- 加藤駿征 ([skato@kitahama.or.jp](mailto:skato@kitahama.or.jp))
- 角川博美 ([hkakugawa@kitahama.or.jp](mailto:hkakugawa@kitahama.or.jp))

◆本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。  
北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係  
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: [newsletter@kitahama.or.jp](mailto:newsletter@kitahama.or.jp))

【大 阪】北浜法律事務所・外国法共同事業  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル  
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

【東 京】弁護士法人北浜法律事務所東京事務所  
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F  
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

【福 岡】弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所  
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25  
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F  
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

### (3) その他の手法

#### ア 概説

社外承継の代表的な手法として、①株式譲渡（前号）、②事業譲渡の2つを紹介しましたが、これら以外の手法としては、③株式交換、④合併、⑤会社分割が考えられます。

株式譲渡や事業譲渡の場合は、この手続を行うだけで事業承継が完了しますが、③～⑤の手法による場合は、さらに各手続により現経営者が取得した他社の株式を第三者へ譲渡する等の手続と組み合わせなければ、事業承継が完了しないことに留意が必要です（ただし、各手続の対価として、他社の株式ではなく現金の交付を受ける場合や、交付される他社株式が上場会社の株式である場合は、この限りではありません。）。

以下、それぞれの手法の概要をご説明します。

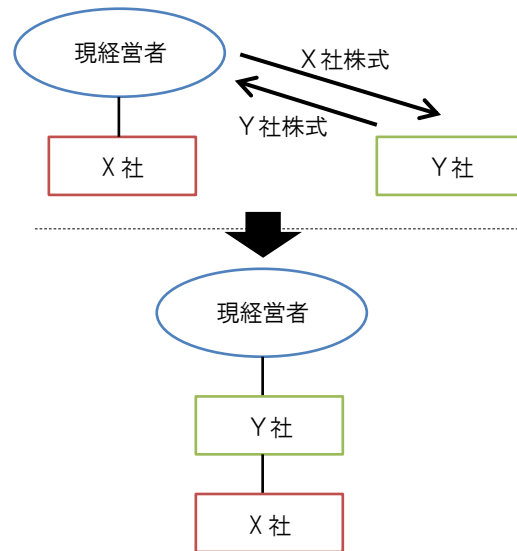
#### イ 株式交換

現経営者が、自社の株式全部を、他社の株式又は現金等と交換することにより、自社を完全子会社化し、当該他社との間で完全親子会社関係を創設する手法です。株式交換は、大きく分けて、①株式交換の対価として他社株式の交付を受ける場合と、②株式交換の対価として株式以外の現金等の交付を受ける場合に分けられます。

①の場合、現経営者は、自社を他社の傘下に収めてその事業を当該他社に承継させる代わりに、自らはその他社の株式を取得することになります。事業を引き継ぐ（親会社となる）当該他社にとっては、手元資金がない状態でも、株式交換の対価として自己株式を交付すること等により子会社を取得できるというメリットがあります。

これに対し、②の場合、現経営者は、自社株式の交付と引換えに現金の支払いを受けることとなりますので、株式譲渡と似た状況になります。もっとも、株式交換の場合は、仮に自社の株主の一部が事業承継に反対していたとしても、株主総会の特別決議によって株式交換を実行することが可能となりますので、この点において、株式交換は、全ての株主との合意が必要となる株式譲渡に比べてメリットがあるといえます。

#### 【対価が他社株式の場合のイメージ図】

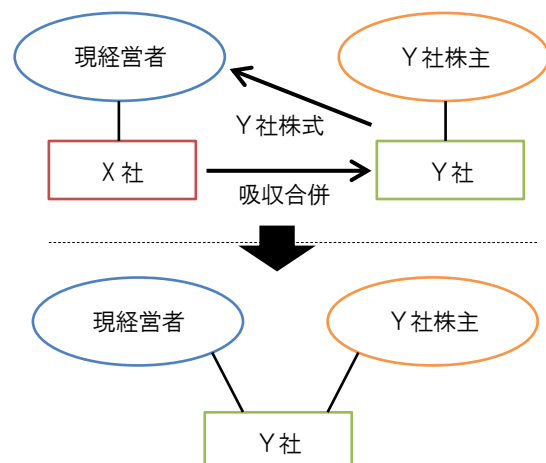


#### ウ 合併（吸収合併）

自社の全資産・負債・人員等を、すべて他社に包括的に承継させることで、2社を1つの法人格に統合する手法です。現経営者は、株式を対価とする株式交換と同様に、自社株式の代わりに、合併により存続する他社の株式を取得することになります（合併対価が存続会社の株式以外の場合は別です。）。

合併は、法的に一つの法人となる手続ですので、その分結合は強く、2社で重複していた部門を一本化することで合理化を図る等の要請がある場合には、合併が適しているといえます。もっとも、合併は、株式譲渡と同様に、会社全体を包括承継することになりますので、経営者が事業の一部のみを譲り渡したい場合には不向きです。事業を引き継ぐ会社にとっても、予期せぬ簿外債務を承継してしまう等のリスクがあることに留意が必要です。

#### 【合併（吸収合併）のイメージ図】



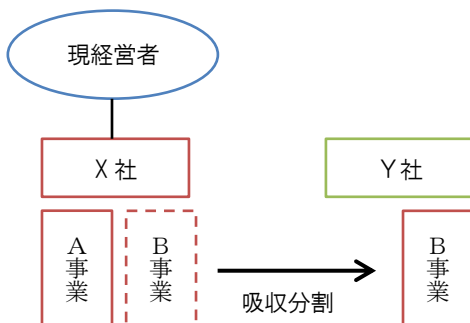
## エ 会社分割（吸収分割）

自社が複数の事業部門を持っている場合に、その一部（または全部）を切り出してこれを他社に吸収させる手法です。現経営者が、手元に残したい事業を選別したり、また、複数の後継者にそれぞれ別の事業を引き継がせたいというニーズがある場合には、会社分割の手法が有効であるといえます。

また、前述の事業譲渡の場合は、個々の従業員との労働契約を承継対象に含めるかどうかは譲受先との合意によって決定されるのが原則ですが、会社分割の場合は、労働契約承継法によって分割する事業の雇用が原則として保障されていますので、分割した事業を他社に承継させる際にも、従業員の雇用がそのまま確保されるというメリットもあります。

一方で、会社分割によって事業を切り出した後も、もとの会社自体は存続していますので、その会社を完全に廃止したい場合には、清算の手続をとらなければならないことに留意が必要です。

### 【会社分割（吸収分割）のイメージ図】



— 次号では、社外への承継手続の準備段階から実行後までの流れについて解説する予定です。

以 上